

毎年4月1日～
6月30日に
提出すること
なっています。

廃棄物処理法により産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等の状況を都道府県知事等へ報告することが義務付けられています。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出はされましたか？

<対象者>

千葉県内（千葉市、船橋市又は柏市を除く。）に事業場が所在し、マニフェストを交付した排出事業者（中間処理業者を含む。以下「管理票交付者」という。）

※千葉市、船橋市又は柏市に事業場が所在する場合は、それぞれの市に報告書を提出してください。

※電子マニフェストで登録した内容等については、管理票交付者による報告は不要です。この機会に是非、電子マニフェストの利用を検討ください。

<報告対象>

令和7年4月1日～令和8年3月31日に交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）

<報告期限>

令和8年4月1日から6月30日まで

<提出方法>

○ちば電子申請サービス

該当ウェブサイトから入力手続きを行ってください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41282



○郵送又は持参（紙提出）

提出書を作成して次の宛先に提出してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県環境生活部 廃棄物指導課 指導企画班

封筒に「マニフェスト報告書在中」と記入ください。

<様式等>

報告書の様式や詳細な手続等については次のページで確認ください。

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/haisouhou/manifest101.html>

